

京都代官小堀氏支配地の年貢皆済目録

高橋 伸拓

1. はじめに

本稿は、京都代官小堀氏支配地の年貢皆済目録の性格について、摂津国島下郡の幕領及び仙洞料を事例に考察するものである。

年貢皆済目録は、領主への年貢完済を記した村の基本的な史料であり、先行研究では古文書学で形式などが検討されてきた。

大口勇次郎氏は、年貢皆済状は「年貢皆済目録」「年貢請取状」あるいは「年貢勘定目録」などとも呼ばれ、通常、村方から年貢を完済したときに、それまでに発行した小手形と引きかえに、村名主百姓宛に、代官所下役の名前で発給されるとする(大口 1979)。

大野瑞男氏は、村方において皆済時に作成され、代官手代の裏書裏印ののち村方へ返付される年貢勘定目録と、代官手代が作成し村方に交付される年貢皆済目録の二種があるとする。村方の年貢皆済目録が完成整備されるのは、享保の財政改革において勘定所に対する代官所作成帳簿の組織が整備されて幕領に共通の一定書式が完成したことによるという(大野 1987a・b)。

神崎彰利氏は、大野氏と同様に皆済状には①年貢皆済目録、②年貢勘定目録の二系統があり、この両系統の皆済状のもつ機能は同じであるが、一般的に皆済状は①の系統が中心で、特に幕領では近世を通して①で、②は例外的にのみ作成されているとする。②は藩領・旗本領にみられるが、近世を勘定目録の系統で通した領主は存在せず、基本は①の系統の皆済目録であった。皆済状の形式は領主によって異なり、近世前期の皆済状の成立期は別として、中期以降は全般的にみると領主の別なく共通した一定の形式がある。幕領における皆済目録の形式完備は、地域差や代官の個人差はあるが、原則的にはほぼ寛文年間ごろとする(神崎 1989)。

以上のように、年貢皆済目録には、①年貢勘定目録(以下、皆Ⅰとする)と、②年貢皆済目録(以下、皆Ⅱとする)の2種類があり、幕領では寛文期や享保期に一定書式が完成したとされている。代官手代が村方に交付する皆Ⅱの形式が一般的で、皆

Ⅰの形式は例外的にのみ作成されているという。

しかし、本稿で取り上げる京都代官小堀氏の支配地の皆済目録は、一部の例外に位置付けられる皆Ⅰの形式で出されている。京都代官小堀氏は、幕領に加えて、禁裏料・仙洞料・女院料・女御料・准后料(禁裏料～准后料を以下便宜的に朝廷領とする)の支配を担当しており(鎌田 1972、鎌田・山田 1972・1973、鷲森神社文書〈京都市歴史資料館架蔵写真版〉)、幕領・朝廷領の支配機構を解明する上で、小堀氏支配地の年貢皆済目録は注目できるものである。

京都代官小堀氏は、上方支配機構の研究の中で取り上げられ(小倉 2011)、朝廷研究の関連で、朝廷財政における小堀氏の役割が明らかにされている(奥野 1944・佐藤 2016)。また、幕末の京都代官小堀氏の禁裏料支配も検討されている(奥田 2012)。皆済目録は、禁裏料のものが紹介されているが(中川 2017)、小堀氏支配地全体の状況を検討した研究はない。以上のように、代官小堀氏は幕領・朝廷領の支配機構上、重要な存在であるが、その支配の実態についてはほとんど研究が行われていないのが現状である。そのため、代官小堀氏による幕領・朝廷領の支配を考える上で、年貢皆済目録の検討は最も基礎的であり、重要な問題である。

そこで、本稿は、幕領と仙洞料の存在した摂津国島下郡を事例に、代官小堀氏支配地の皆済目録の変遷を検討し、その性格を明らかにして支配の特徴を考察する。

2. 京都代官小堀氏と代官役所の概要

ここでは、京都代官小堀氏と代官役所の概要を確認する。

京都代官は寛永 11 年(1634 年)に新設され、五味豊直が京都町奉行と兼帯したという。五味は、寛永 6 年に後水尾院の仙洞料及び洛外・西国辺の幕府領の仕置を京都所司代の職掌から分離継承した。万治 3 年(1660 年)に五味が死去すると、跡職は小出尹貞に命じられたが、寛文 4 年(1664 年)に鈴木重辰が京都代官に任じられ、五味単独

の職掌を分離継承した。その後、五味豊直の子豊旨が重辰の後任として京都代官に就任し、豊旨の後任となった小堀正憲から慶応3年（1867年）12月に廃止されるまで、小堀氏が世襲した。

『京都御役所向大概覚書』（享保2年〈1717年〉頃編纂）によると、京都代官は幕領支配以外に、朝廷関係の御用として天皇・上皇領の支配、禁裏米蔵などの出納管理、禁裏諸殿舎の修復や作事、幕府から朝廷への献上物の取扱いなど、二条城御用として城内の修復など、社寺関係として神事料米・祈禱料米の支給など、木津川・宇治川・桂川・賀茂川・淀川など山城国大川筋の支配を担当した。『京都武鑑』には小堀手代として、元々方・金方・川方・御所御蔵方・修理方・地方・惣手代などの役付で30名前後が確認できる。また、天保10年（1839年）以降に刊行された『県令集覧』では京都詰50名前後・江戸詰8名前後の下僚がみられる。役所は、千本二条（二条城の西方）の代官屋敷を利用した（吉住2009・荒武2009）。

3. 代官小堀氏の皆済目録の変遷

ここでは、管見の限りではあるが、小堀氏支配地であった島下郡内の幕領と仙洞料の皆済目録について考察する。確認できる皆済目録をまとめたものが【表1】である。なお、水尾村は天和元年（1681年）から宝暦6年（1756年）、宝暦8年から同10年まで幕領、島村は相給で、幕領は明暦2年（1656年）から天明7年（1787年）、寛政4年（1792年）から天保11年（1840年）まで代官支配であった。味舌村は近世を通じて幕領で、弘化元年（1844年）から高槻藩預所。上野村は貞享元年（1684年）から幕領で、宝永3年（1706年）から仙洞料であった（註1）。

皆済目録を分類すると、①「○（和暦・十二支）年御物成納払御勘定目録」、②「○（十二支）年御年貢払目録」、③「○（十二支）年御年貢皆済目録」、④「○（十二支）年御年貢上納皆済目録」といった表題の皆済目録が確認でき、それぞれ皆I形式である。年代は①・②の順に古く、③の表題でほぼ固定される。

まず、①の皆済目録について、確認できる一番年代の古い【表1】No.1をみてみる。

宝永四亥年御物成納払御勘定目録
高百七拾九石七斗三升九合 摂州嶋下郡

一御取米六拾六石五斗三合 上野村
内

六石六斗五升 大豆納
廿貳石壹斗七升三合 三分一納
三拾七石六斗八升 米納

ズ

右之納方

一三拾七石六斗八升 米納

内

米三拾五石八斗八升 御所御蔵納
米壹石八斗 庄屋給

ズ

一六石六斗五升 大豆納
此銀五百八拾五匁二分

石ニ付八拾八匁替

一貳拾貳石壹斗七升三合 三分一納
此銀貳貫拾七匁七分四厘

石ニ付九拾壹匁替

外ニ

一米壹石貳斗五升八合 夫代
此銀百拾四匁四分八厘

石ニ付九拾壹匁替

一銀五拾三匁九分 定夫代
銀合貳貫七百七拾壹匁三分貳厘

右者去ル亥年御物成納払如此ニ御座候、若相違
之義御座候者何時成共仕直シ差上ケ可申候以上

宝永五子年 上野村庄屋
五月 又兵衛（印）
（以下、年寄3名略）

小堀仁右衛門様

（裏書）

「表書之通宝永四亥年御物成納払相違無之者也

寅閏八月十四日 石井金左衛門（印）
（以下、3名略）」

本史料は、宝永5年（1708年）5月に上野村が代官小堀仁右衛門に提出したもので、裏書に石井金左衛門他3名が捺印して村に返却したものである。内容は、村高と取米が記され、内訳として、大豆納・三分一納・米納が記されている。さらに米納は御所御蔵納と庄屋給と細目が示され、大豆納・三分一納の相場と銀高、他に夫代・定夫代を合わせた銀高が記されている。上野村は宝永4年分の物成の納め払いを以上とし、裏書では表書の内容に相違ないとし、石井金左衛門他3名の名前

が記され、捺印している。

次に、幕領での事例として【表1】No.2をみ
てみる。本史料は、享保10年（1725年）7月に
水尾村から京都代官玉虫左兵衛に提出されたもの
で、裏書に細谷久右衛門他5名が捺印して村に返
却したものである。小堀氏支配地の幕領であった
水尾村は、当初は大坂代官が支配したが、玉虫左
兵衛から京都代官支配となった（茨木市2016）。
この当時、小堀氏は当主が幼少であるため、当主
の叔父である玉虫左兵衛が京都代官を勤めてい
た。よって、この皆済目録は、小堀氏の代官役所
の形式である。内容は、物成高が示され、これに
伝馬宿懸り・六尺給米といった高掛三役と口米を
加えて、米納高が示されている。この内、大豆納
分が銀納となっている。

続けて、銀納分の高掛三役の御蔵前懸り、小物
成、口銀が記され、享保9年冬の大坂西丸御蔵・
大坂玉造御蔵に詰めた米、享保10年春の京都二
条御蔵に詰めた米2回分、口米の屋敷納分が記載
され、納入米・銀の合計が記されている。最後に
払目録の表に相違が無い旨が記され、水尾三ヶ村
の庄屋・年寄が玉虫左兵衛に宛てている。裏書は
「表書之通享保九辰年御物成納払相違無之者也」
として、享保9年の物成の納め払いが相違ないと
し、細谷久右衛門他5名の名前が記され、捺印さ
れている。この6名は玉虫左兵衛の手代と考えら
れる。

なお、虫損によって中身は確認できないが、
延享元年「亥年御年貢払目録」（水尾区有文書
2-382、茨木市立文化財資料館蔵）、同年「寛保
三亥年御物成勘定目録」（水尾区有文書2-383）、
延享4年「寅御年貢皆済目録」（水尾区有文書
2-384）によって、表題の年貢払目録・勘定目録
から年貢皆済目録への変化は延享期であるといえ
る。

次に、②「〇年御年貢皆済目録」の事例として、
【表1】No.6について検討する。

午年御年貢皆済目録

高八百六拾九石壺斗八合 嶋下郡
一御取米四百五拾八石三斗六升四合 水尾村
此納訳
四拾五石式斗五升 大豆銀納
此銀貳貫六百五拾四匁三分式厘
但御直段壺石ニ付五拾八匁

六分五厘九毛

五斗八升 増大豆銀納
此銀三拾四匁式厘 但右同御直段
壺石九斗三升式合 増三分一米納
此銀百貳拾八匁四分六厘
但御直段壺石ニ付六拾六匁
四分八厘九毛
三石式斗九升 増六分米納
此銀貳百三拾五匁式分
但御直段壺石ニ付七拾壺匁
四分八厘九毛
四百七石式斗六升式合 二條御蔵納
外
銀五拾壺匁三分 小物成
米五斗貳升壺合 御伝馬宿掛
此銀三拾四匁六分四厘
但御直段壺石ニ付六拾六匁
四分八厘口毛
米壺石七斗三升八合 六尺給掛
但二条御蔵納
銀百三拾目三分七厘 御蔵前掛
米拾三石七斗四升九合 御口米
此銀九百八拾貳匁九分
但御直段壺石ニ付七拾壺匁
四分八厘九毛
銀壺匁五分四厘 小物成御口銀
納合米四百九石
銀四貫貳百五拾貳匁七分五厘
右之通寛延三午年御年貢皆済仕候以上
嶋下郡水尾村庄屋
寛延四年未六月 七兵衛（印）
（以下、庄屋1名・年寄5名略）
小堀十左衛門様
御役所
（裏書）
「表書之通寛延三午年御物成米四百九石、銀四貫
貳百五拾貳匁七分五厘皆済相違無之候以上
小堀十左衛門内
宝暦二年申六月 安田善右衛門（角印）
（以下、2名略）」
本史料は、寛延4年（1751年）6月に水尾村
から小堀十左衛門役所に提出されたもので、裏書
で小堀十左衛門内の安田善右衛門他2名が捺印し
て村に返却したものである。まず、村高と取米が

記され、内訳として、銀納分の大豆銀納・増大豆銀納・増三分一米納・増六分米納の銀高、米納分の二条御蔵への納入分が記されている。他に、小物成、高掛三役の御伝馬宿掛・六尺給掛・御蔵前掛、口米、小物成口銀が記され、納入米・銀の合計が記されている。裏書では、寛延3年の物成米・銀について、皆済に相違はないとし、宝暦2年（1752年）6月付けで、安田善右衛門他2名の名前が記され、捺印している。

次に、③「○（十二支）年御年貢皆済目録」の仙洞料の事例として【表1】No. 27を検討する。本史料は、文政11年（1828年）3月に上野村が小堀主税役所に提出したもので、裏書で手代の佐藤丹右衛門他3名が捺印して村に返却したものの写しである。まず、村高と取米が記され、内訳として、銀納分の大豆銀納・三分一銀納の銀高、米納分の納入分が記されている。他に、夫代・口米の銀高があり、納入米・銀の合計が記されている。幕領ではないため、高掛三役はかかっている。裏書では、表書の納入米・銀について、皆済に相違はないとし、小堀主税役所の佐藤丹右衛門他3名の名前が記され、捺印している。時代が下り、仙洞料においても皆Ⅰが使用されている。

形式の上で注目されるのは、①宛先が【表1】No. 2では玉虫左兵衛であり、代官個人だったものが【表1】No. 6では小堀十左衛門役所となっており、代官個人から代官役所宛てに変化している。②裏書で【表1】No. 2では年月の記載はなかったが、【表1】No. 6では年月の記載があり、【表1】No. 15の天明期以降、また記載が無くなる、という点である。①は、代官個人ではなく、代官役所を意識して支配が行われるようになったことを示すものであるか。②は、安永期までは皆済目録の作成年月が一定してなく、また裏書記載が早いもので2か月（【表1】No. 7）、遅いもので5年（【表1】No. 3）かかっているものがあり、一定していない。

次に、裏書に名前のある人物について考察する。【表1】No. 10の裏書記載年月は明和5年6月で矢守勘助・武富瀬兵衛・石井高右衛門の名前がある。京都武鑑（註2）によると、小堀手代元々方に名前を連ねており（註3）、元締手代であった。【表1】No. 27は、文政11年3月作成で、裏書は佐藤丹右衛門・一柳幸右衛門・湯口七郎右衛門・

林田萬作の名前がある。京都武鑑（註4）によると、小堀主税手代元々佐藤丹右衛門・一柳政右衛門・湯口新左衛門・林田萬作がみられ（註5）、この4名は元締手代であった。以上から、裏書は小堀代官役所の元締手代が捺印して、村へ返却していたことが判明する。なお、裏書の筆跡は同じであり、元締手代は署名せず、捺印のみしていたものとみられる。

4. おわりに

以上、京都代官小堀氏支配地の年貢皆済目録について考察してきた。検討結果は以下の通りである。

京都代官小堀氏の支配地（幕領・仙洞料）では、裏書記載の勘定目録形式（皆Ⅰ）が共通して使用されていた。当初は、「○（十二支）年御年貢払目録」といった表題であったが、延享期には「○（十二支）年御年貢皆済目録」に変わり、寛保～寛延期には代官個人宛てに出されていたものが、代官役所宛てへという変化がみられる。この期間に皆済目録の形式が整備されたといえる。

管見の限りでは、宝永期から文政期まで皆Ⅰが使用され、近世を勘定目録の系統で通した領主は存在しないとされてきたが、小堀代官役所は近世を通じて一貫して皆Ⅰを使用したことが特徴であった。裏書は代官役所の元締手代が確認して捺印し、村に返却していた。

小堀氏支配地で皆Ⅰが使われたことは何を意味するのか。幕領では皆Ⅱが使われていたが、京都代官役所では朝廷領にあわせて皆Ⅰを使用していたと考えられる。幕領・朝廷領それぞれに形式を用意せず、統一することで事務の煩雑さを避けていたということが推察される。

今後の課題としては、①摂津国島下郡以外での事例も収集し、小堀氏支配地の皆済目録の位置付けをより明確にしていき、②京都代官役所による幕領・朝廷領支配の実態を検討して支配機構の考察を進める必要がある。

註

- 1) 各村の幕領・仙洞料の変遷は『角川日本地名大辞典 27 大阪府』（角川書店、1983年）、『日本歴史地名大系 第二八巻 大阪府の地名』（平凡社、1986年）を参照。
- 2) 明和5年版「京都袖中武鑑」（京都市歴史資料館蔵、

京都市歴史資料館 2003 収録)。

3) 石井高右衛門は、「京都武鑑」では石井唯右衛門とあるが、同一人物と考えられる。

4) 文政 13 年版 (甲・乙)「袖中京都武鑑」(甲は京都市歴史資料館蔵、乙は三井文庫蔵、ともに京都市歴史資料館 2003 収録)。

5) 一柳幸右衛門と湯口七郎右衛門は名前が異なるが、同一人物と考えられる。

参考文献 (五十音順)

荒武賢一朗 2009「京都代官所」『江戸幕府大事典』吉川弘文館 p. 635

茨木市史編さん委員会 2016『新修茨木市史 第二巻通史 II』

大口勇次郎 1979「土地・貢租」『日本古文書学講座 第 7 巻 近世編 II』雄山閣出版 pp. 31-52

大野瑞男 1987a「年貢皆済目録の成立」『日本古文書学論集 12 近世 II』吉川弘文館 pp. 256-266 (初出は 1977 年)

大野瑞男 1987b「幕府勘定所勝手方記録の体系—幕府財政史料の類型論序説—」『日本古文書学論集 11 近世 I』吉川弘文館 pp. 91-155 (初出は 1972・73・74 年)

奥田晴樹 2012「幕末の禁裏御料と山城一國増献問題」『立正大学文学部論叢』134 号 pp. 1-37

奥野高廣 1944『皇室御経済史の研究 後篇』中央公論社

小倉宗 2011『江戸幕府上方支配機構の研究』塙書房

鎌田道隆 1972「京郊の民政」『京都の歴史 5』学藝書林 pp. 302-328

鎌田道隆・山田光二 1973「京郊の農村」『京都の歴史 6』学藝書林 pp. 84-112

神崎彰利 1989「年貢皆済状」『概説 古文書学 近世編』吉川弘文館 pp. 188-205

京都市歴史資料館 2003『叢書 京都の史料 7 京都武鑑上』

佐藤雄介 2016『近世の朝廷財政と江戸幕府』東京大学出版会

続群書類従完成会 1965『新訂 寛政重修諸家譜』第 16 中川博勝 2017「近世の和東郷釜塚村について—田中家文書の分析から—」『やましろ』第 30 号 城南郷土史研究会 pp. 5-17

吉住恭子 2009「京都代官」『江戸幕府大事典』吉川弘文館 pp. 165-167

【表 1】代官小堀氏(玉虫左兵衛含む)支配地の皆済目録

No.	表題	作成/裏書年月	作成	宛先/裏書作成者
1	宝永四亥年+①	宝永5.5/宝永6. 閏8.14	上野村	小堀仁右衛門様/石井金左衛門・曾我源七郎・安田善右衛門・武富岡右衛門
2	辰年+②	享保10.7	水尾三ヶ村	玉虫左兵衛様/細谷久右衛門・好川七郎兵衛・武富新八郎・鷹屋新五右衛門・石井金左衛門・曾我源七郎
3	子年+②	享保18.3/元文3.5		小堀仁右衛門様/鷹屋作右衛門・岸本惣八郎・石井高右衛門・安田善右衛門・武富岡右衛門
4	午年+②	元文4.3	水尾村	小堀左源太様/裏書なし(書き直しのため記載ないか)
5	申年+②	寛保元.3		同上/同上
6	午年+③	寛延4.6/宝暦2.6		小堀十左衛門様御役所/小堀十左衛門内安田善右衛門・曾我喜左衛門・堀田清八
7	亥年+③	宝暦6.6/同6.8		小堀数馬様御役所/小堀数馬内曾我喜左衛門・堀田清八・人見麻右衛門
8	卯年+③	宝暦10.6/同10.12		同上/小堀数馬内人見麻右衛門・矢守勘助・林清助
9	未年+③	明和元.6/同3.6	嶋村	同上/小堀数馬内人見麻右衛門・矢守勘助・武富瀬兵衛・石井高右衛門
10	酉年+③	明和3.6/同5.6		同上/小堀数馬御役所矢守勘助・武富瀬兵衛・石井高右衛門
11	亥年+③	明和5.6/同7.6		同上/小堀数馬御役所人見麻右衛門・矢守勘助・武富瀬兵衛・石井高右衛門・高橋六郎次
12	丑年+③	明和7.6/同8.3	味舌村	同上/小堀数馬御役所矢守勘助・武富瀬兵衛・石井高右衛門・高橋六郎次
13	丑年+④	明和7.6/同8.3	嶋村	同上/同上
14	辰年+③	安永2.7/同3.3		同上/小堀数馬御役所矢守勘助・武富瀬兵衛・石井高右衛門・高橋六郎次
15	丑年+③	天明2.3		同上/小堀数馬御役所武富長左衛門・高橋六郎次・清水九郎次・森脇軍兵衛・人見八郎次
16	寅年+③	天明3.3	味舌村	同上/同上
17	辰年+③	天明5	嶋村	京都御郡代所/小堀数馬御役所清水九郎次・森脇軍兵衛・横井磯右衛門
18	巳年+③	天明6.3		同上/小堀数馬御役所人見八郎次・横井磯右衛門
19	亥年+③	文化元.3	上野村	小堀縫殿様御役所/小堀縫殿御役所室猪惣次・鷹屋作右衛門・一柳幸右衛門・田原兵之進・好川信右衛門
20	子年+③	文化2.3		小堀中務御役所/小堀中務御役所室猪惣次・鷹屋作右衛門・一柳幸右衛門・田原兵之進・好川信右衛門
21	丑年+③	文化3.3		同上/小堀中務御役所室猪惣次・一柳幸右衛門・田原兵之進・好川信右衛門
22	卯年+③	文化5.3		同上/小堀中務御役所室猪惣次・一柳幸右衛門・田原兵之進
23	巳年+③	文化7.3		同上/小堀中務御役所室猪惣次・一柳幸右衛門・田原兵之進・佐藤安太夫
24	未年+③	文化9.3		同上/同上
25	申年+③	文化10.3		同上/同上
26	丑年+③	文化14.3		同上/小堀中務御役所室猪惣次・田原兵之進・佐藤丹右衛門・中村太郎右衛門・鷹屋佐左衛門
27	亥年+③	文政11.3		小堀主税様御役所/小堀主税御役所佐藤丹右衛門・一柳幸右衛門・湯口七郎右衛門・林田萬作

出典:No.2~8は水2-346・356・366・375・390・395・399、No.9~18は島2387・2386・2388・2389・2360・2420・2466・2465・2463・2461、No.1・19~26は上259・299・114・281・279・115・278・119・280、No.27は奥9。水=水尾区有文書、島=島区有文書、奥=奥野家文書、上=旧上野村文書を示す。水尾村・島・味舌村は幕領、上野村は仙洞料。全て茨木市立文化財資料館蔵。

註1:表題は、それぞれ〇(十二支)年の後に、No.1は①「御物成納私御勘定目録」、No.2~5は②「御年貢私目録」、No.6~12・14~27は③「御年貢皆済目録」、No.13は④「御年貢上納皆済目録」と記されている。

註2:No.2・3の作成の水尾三ヶ村は小路・地下・北所である。

註3:No.17・18の宛先が京都郡代所となっているのは、小堀氏が天明4年から寛政元年まで京都郡代に就いていたことによる。